

# 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案の概要

## 1 趣旨

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）においては、原子力発電所における事故が発生した場合等において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度について 100 ミリシーベルトと定め、放射線による労働者の健康障害の防止を図ってきた。
- ・ しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福一原発」という。）における災害の状況に鑑み、原子力災害の拡大を防止し、国民の安心を得るために、特にやむを得ない場合であるとして、東電福一原発において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 23 号。以下「特例省令」という。）の規定により、100 ミリシーベルトから 250 ミリシーベルトに引き上げているところ（※ 1）。

（※ 1）被ばく線量の上限の引き上げにあたっては、

- ① ICRP（国際放射線防護委員会）勧告では、重大事故等には人命救助を例外として約 500 ミリシーベルトを超えないようにすべきとされていること
  - ② 被ばく線量が 250 ミリシーベルト以下では、急性期の臨床症状が明らかな知見が認められていないこと
- を踏まえており、当該引き上げについては、文部科学省の放射線審議会からも妥当との答申を得ている。
- ・ 今般、東電福一原発における応急の作業の進捗により、原子力災害の拡大（敷地外への異常な放射性物質の放出）を防止するための作業が限定されてきたことから、特例省令の一部を改正し、緊急作業時の被ばく限度を 250 ミリシーベルトとする場合を厚生労働大臣が定める場合に限定するための改正を行うもの。

## 2 改正内容

- （1） 緊急作業時の被ばく限度を 250 ミリシーベルトとする場合について、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合（※）とするもの。

（※）原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が 1 時間につき 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の

- ①又は②に該当する作業を行う場合とする（告示により定める。）。
- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業
  - … 具体的には、注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下したとき又は失われたときにその機能を復旧するための作業を想定

② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能の喪失等に対応するための  
の応急の作業

… 具体的には、

- ア 汚染水処理機能が、配管、弁等からの漏水、配管等の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
- イ 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壤に漏出することを防止する機能が、海水循環浄化装置の故障、遮水壁の損傷、汚染物質保管コンテナの損傷等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
- ウ 水素爆発の防止のための窒素封入機能が、配管からの窒素の漏出、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定

- (2) 経過措置として、特例省令の改正の際現に東電福一原発において緊急作業に従事している者には改正前の特例省令の規定が適用されるものとするもの。

### 3 施行日

今後、パブリックコメント手続及び関係審議会等に対する諮問等を経た後に、公布・施行する予定。

# 電離則特例省令の改正による 東電福島第一原発作業員の被ばく上限の引き下げについて

被ばく限度の上限を引き下げる  
労働者(上限100mSv)

改正日以後に新たに緊急作業に従事する労働者

100mSvを適用

〔電離則第7条に基づく  
緊急作業時の被ばく上限〕

特例として被ばく上限を変更しない  
労働者(上限250mSv)

以下のトラブル対応に従事する労働者

- ① 原子炉建屋等及びその周辺のうち、
- ② 高線量な区域での、
- ③ 原子炉冷却のための注水設備等にトラブルが生じた時の応急の措置

既に緊急作業に従事している労働者

既に緊急作業に従事している労働者には、緊急作業の指揮や他の労働者の被ばく管理を担当する東京電力やプラントメーカーの現場の管理(監理)担当者等が含まれており、上限を100mSvに引き下げた場合、こうした労働者が一度に緊急作業に従事できなくなり、作業に支障を及ぼす可能性がある。

※ 該当者のうち100mSvを超える被ばくがあるのは137人(8月末現在)